

法…道路運送法、省令…道路運送法施行規則を指す

1. 申請者（添付書類：②～⑤）

- 1) 団体の種別が、下記のいずれかであること。（法 78・79 条、省令 48・49 条）
 - ・ 特定非営利活動法人
 - ・ 一般社団法人又は一般財団法人
 - ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体
 - ・ 農業協同組合
 - ・ 消費生活共同組合
 - ・ 医療法人
 - ・ 社会福祉法人
 - ・ 商工会議所
 - ・ 商工会
- 2) 過疎地有償運送を行うことが、申請者の定款又は寄付行為における、目的や事業内容の範囲内の行為であること。
- 3) 申請団体の役員が、次の欠格事由に該当しないこと。（法 79 条の 4）
 - ・ 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していないとき
 - ・ 自家用旅客有償運送の登録取消を受け、取消の日から 2 年を経過していないとき
 - ・ 未成年者又は成年被後見人であり、その法定代理人が上記の欠格事由に該当するとき

2. 運送の区域（添付書類：⑥）

- 1) 運送の発地又は着地のいずれかが神戸市内であること。
ただし、過疎地有償運送運営協議会等の合意に基づき、運送の区域を神戸市内の一部の地域に限定することができるものとする。
- 2) 具体的な運送計画（ダイヤ・ルート等）についても、過疎地有償運送運営協議会等において一定の条件が付されている場合は、その範囲内であること。

3. 旅客から収受する対価（添付書類：⑦）

- 1) 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。（省令 51 条の 15）

2) 距離制、時間制、定額制など、合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。(省令 51 条の 15、通達 H18 年 144 号)

3) 当該地域におけるタクシーの上限料金(ハイヤー運賃を除く。)の概ね 1 / 2 の範囲内であること。これによりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考とした水準であること。(通達 H18 年 144 号)

4. 運送しようとする旅客の範囲(添付書類: ⑧)

1) 運送しようとする旅客は、

- ・当該地域の住民及び親族
- ・当該地域内に存する官公庁、病院その他の公共的施設を利用する者
- ・その他当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者

であって、当該申請者が会員登録を受けた者又は受ける予定の者及びその同伴者であること。

5. 使用する自動車(添付書類: ⑨~⑫)

1) 申請者が、当該自動車を使用する権原を有すること。(省令 51 条の 3⑥)

2) 運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、下記の内容の任意保険又は共済に加入していること。(省令 51 条の 22)

- ・自家用有償旅客運送を行う場合においても保険金の支払いが可能であること
- ・損害賠償限度額が対人 8000 万円以上、対物 200 万円以上
- ・運送者の法令違反が原因の事故について免責となっていないこと
- ・期間中の支払額に制限がないこと
- ・すべての自家用有償旅客運送自動車を対象とするものであること

6. 運転者(添付書類: ⑪~⑭)

1) 運転者が、次の要件のいずれかを満たすこと(省令 51 条の 16)

- ・第二種運転免許を受けており、その効力が停止されていない者
- ・第一種運転免許を受けており、その効力が過去 2 年以内において停止されておらず、(社)日本自家用自動車管理業協会自家用自動車運転士専門校運転サービス士科を修了した者

7. 運行の実施方法(添付書類: ⑮~⑱)

1) 乗車定員 11 人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所、又は同 10 人以下の自動車 5 両以上の運行を管理する事務所には、下記のいずれかの要件を満たす運行管理者を選任すること。(法 79 条の 9、省令 51 条の 17)

- ・運行管理者資格証の交付を受けている者
- ・運行管理者の受験資格を有する者（1年以上の運行管理の実務経験を有する者、又は自動車事故対策センターの実施する基礎講習の修了者）
- ・安全運転管理者の要件を満たす者（20歳以上(副安全管理者が設置される場合は30歳以上)であって、自動車の運転の管理に関して、2年以上の実務経験を有する者又は公安委員会が行う教習を終了して1年以上の実務経験を有する者等）

2) 上記の運行管理者は、下記の数以上選任すること。（法79条の9、省令51条の17）

- ・1 + 当該事務所が運行を管理する自動車の数 / 20
（小数点以下切捨て。なお、運行管理者資格証の交付を受けている者が選任される場合は20→40）

3) 運行管理者が、下記の業務を実施すること。（法79条の9、省令51条の17）

- ・運転者としての要件を備えない者に自動車を運転させないこと。
- ・死者又は負傷者が生じた事故を引き起こしたり、道路交通法違反で運転免許停止以上の処分を受けた自動車の運転者に対し、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受けさせること。
- ・乗務しようとする運転者に対し、原則対面により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること。対面による確認が困難である場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。また、確認・指示の内容は記録し、1年間保存すること。
- ・運転者に乗務記録（運転者氏名、自動車登録番号等の自動車を識別できる表示、日時、乗務開始・経過・終了地点、乗務距離等）を作成させ、1年間保存すること。
- ・運転者台帳を作成し、事務所に据え置くこと。
- ・交通事故の記録を作成し、その記録を1年間保存すること。
- ・その他、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な業務

4) 自動車の点検及び整備の適切な実施を確保するため、整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行うこと。（法79条の9、省令51条の20）

5) 事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行うこと。（法79条の9、省令51条の21）

6) 苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱いその他自家用有償旅客運送に

関して苦情を申し出た者に対して遅滞なく弁明すること。(ただし氏名及び住所を明らかにしない者に対してはこの限りでない)。また、苦情の申出を受け付けた場合には、苦情の内容、原因究明の結果、苦情に対する弁明の内容、改善措置、苦情処理をした者を記録し、かつその記録を整理して1年間保存すること。

(省令 51 条の 26)